

新 大治町老人福祉計画・大治町介護保険事業計画 概要

この計画は、地域の方へ保健・福祉サービスが適切に提供されることを目的とし、3年ごとに策定を行っていきます。第4期となる今回の計画は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができる持続可能な制度を目指すとともに、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されたことを踏まえ、第3期計画の見直しを図りました。

会が自立した暮らしをしていただけるような社会を目指すことを計画の基本理念としました。

●●● 計画の推進目標 ●●●

● 高齢者の安心と

充実した暮らしづくり

幅広い社会活動への参加等を通じて生きがいに満ちた「活動的な85歳」の実現を目指します。また、高齢者が安心して外出でき、暮らしに支える環境づくりを推進し、さらに、地域包括支援センターを核とした保健、福祉、医療の連携を強化します。

●●● 基本理念 ●●●
～思いやりと自立を育む～
まちづくり～

● 信頼される

介護保険サービスの提供

す。また、生活機能低下の改善や要介護状態になることを予防する対策の充実および認知症、閉じこもり、うつ病の予防対策を推進します。

など、家庭で介護を担う方たちへの支援を強化します。

● 第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の設定

平成21年度から23年度まで

の第1号被保険者の介護保険料を設定しました。

また、介護保険制度の改正により、これまでの第4段階の範囲を合計所得金額と課税年金収入額の合計額を80万円に2分割し、新たに第4段階(特例)・第4段階(基準)としました。

● 介護予防と生涯にわたる健康づくり

「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるための啓発事業を推進します。また生涯を通じた健康づくりを支援し、「活動的な85歳」を目指す「健康フロンティア戦略」を推進します。また、介護予防事業における健康教育・機能訓練メニューへの参加の促進、各種相談の充実を図りま

● 地域に根ざした福祉力・介護力の仕組みづくり

介護が必要な状態にならないように、地域での見守りや声掛けが必要な高齢者の日常生活における自立支援を推進します。介護者に対して、介護に関する不安や負担を軽減させるサービスを充実させる

本計画は、高齢者に対する保健福祉全般にわたる計画であることから、高齢者自身が健康で生きがいを持ち充実した生活を送れるような環境づくりを行うとともに、見守りや支援が必要な方に対しては地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを目的とし、高齢者や子ども、障害を持つ方持たない方すべての方たちが地域社

旧段階区分	新段階区分	対象者	介護保険料
第1段階	第1段階	生活保護を受給している方および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方	基準額×0.50 24,000円
第2段階	第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.50 24,000円
第3段階	第3段階	世帯全員が住民税非課税であって第2段階に該当しない方	基準額×0.75 36,000円
第4段階	第4段階(特例)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.85 40,800円
	第4段階(基準)	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階(特例)に該当しない方	基準額 48,000円
第5段階	第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 60,000円
第6段階	第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.50 72,000円

※平成21年度分の町民税が確定するまでの保険料(特別徴収は4・6・8月納期分、普通徴収は4月納期分)は、前年度の保険料と所得段階を基に徴収します。このため、以後の納期で介護保険料が増額となることがあります。

問い合わせ先

役場 民生課
内線 158・168